

児童手当を請求できる方

金沢市内に住民登録があり、中学校修了前（15歳になって最初の年度末まで）のお子さんを養育している方が請求することができます。

- ・ 父母ともに収入がある場合は、生計中心者（継続的に所得の高い方）が請求者となります。
- ・ 父母以外の方がお子さんを養育している場合は、養育している方が請求できます。
（児童養護施設等の施設設置者、里親、未成年後見人、父母指定者、その他の養育者など）
- ・ 単身赴任等で金沢市に住民登録がある方も請求できます。
- ・ 国内に居住しているお子さんのみが対象となります。（海外留学中の場合は証明書が必要）

公務員の方は金沢市では請求できません。勤務先に請求してください。

児童手当の月額

対象区分	児童手当
0歳から3歳未満（3歳到達月まで）	15,000円
3歳から小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳から小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円
所得制限超世帯	5,000円

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で年齢の1番高い者から第1子として計算します。

※ 所得制限額について詳しくは次ページをご覧ください。

児童手当の振込み

振込日	6月15日	10月15日	2月15日
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

※ 15日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日が振込日となります。

※ 振込通知は行っておりませんので、通帳等でご確認ください。

申請窓口

金沢市役所本庁舎2階子育て支援課・1階市民課、各市民センター、各福祉健康センター
（各センターの所在地等は、このあらましの裏面に記載しています。）

※ 受付時間：本庁舎 9:00～17:45 本庁舎以外 8:30～17:15（下記担当あて郵便による申請もできます。）

— お問い合わせ先 —

金沢市役所 子育て支援課 児童手当担当
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話 (076) 220-2285
FAX (076) 220-2360

申請に必要なもの

- (1) 児童手当認定請求書（各申請窓口にあります。金沢市ホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 本人確認書類
 - ① 請求者（父母のうち継続的に所得の高い方）本人が申請する場合
 - ・請求者本人の本人確認書類
 - ア. 写真付き証明書は1点：個人番号カード、免許証、パスポート等
 - イ. 写真がない証明書は2点：健康保険証、年金手帳、社員証、母子手帳等
 - ② 請求者本人以外（代理人）が申請する場合
 - ・代理権を確認できるもの（委任状もしくは請求者本人の健康保険証（原本））
 - ・代理人本人の本人確認書類
 - ア. 写真付き証明書は1点：個人番号カード、免許証、パスポート等
 - イ. 写真がない証明書は2点：健康保険証、年金手帳、社員証、母子手帳等
- (3) 請求者本人の健康保険証又は年金加入証明書（国民年金加入者は不要）
※配偶者の保険証、お子さんの保険証では受付できません。
- (4) 請求者本人及び配偶者の個人番号がわかるもの（例：個人番号カード、通知カード等）
- (5) 請求者本人名義の普通預金（貯金）通帳又は口座のわかるもの
- (6) 請求者の認印（請求者本人の署名のみでも可）
- (7) 別居監護申立書（請求者とお子さんの住民登録地が異なる場合）
※お子さんの個人番号の記載が必要です。

所得制限額

令和2年4月・5月分の手当については平成31年度（平成30年中）の所得で、
令和2年6月分以降の手当については令和2年度（平成31年1月～令和元年12月）の所得で審査します。

(1) 所得とは

- ・自営業の方 → 収入から必要経費を差し引いた金額
- ・給与のみの方 → 源泉徴収票に記載の給与所得控除後の金額（給与収入金額ではありません。）

(2) 所得制限額表

(1)の金額から一律80,000円（法定の社会保険料相当額）等を控除した額で審査します。

※ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障害者・寡婦（夫）・勤労学生控除が受けられます。

扶養親族等の人数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

◎「収入額の目安」は給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

現況届

- (1) 児童手当を継続して受給するためには、養育状況や所得を確認するために、毎年1回必ず現況届を提出しなければなりません。(受付期間6月1日～6月30日 郵送による提出もできます。)
- (2) 提出しないと6月分以降の手当を受けることができなくなります。

児童手当受給中の方(現況届の提出が必要な方)には郵便でご案内しますので必ず提出してください。

異動があった場合の届出

受給者に下記の異動があった場合は、すみやかに届出してください。

事 由	必要書類
お子さんが出生等により増加したとき	額改定認定請求書(出生の翌日から15日以内に申請してください。)
受給者がお子さんと別居したとき (お子さんを養育している場合のみ)	別居監護申立書 ※お子さんの個人番号の記載が必要です。
受給者がお子さんを養育しなくなったとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
お子さんが児童福祉施設等へ入所したとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
お子さんが児童福祉施設等を退所したとき	認定請求書又は額改定認定請求書(退所した翌日から15日以内に申請してください。)
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届 ※勤務先への新規申請も必要です。
受給者等(配偶者及び児童)の個人番号を新たに登録・変更・削除するとき 例: 婚姻による配偶者の番号の登録 海外から転入した配偶者の番号の登録 離婚による配偶者の番号の削除 等	個人番号変更等申出書
振込先の金融機関を変更するとき 婚姻等により口座名義を変更するとき	口座振替支払変更依頼書 (ただし、変更は受給者本人名義に限ります。)
受給者が金沢市外へ転出したとき	転入先の市区町村へ、 <u>金沢市の転出予定日の翌日から15日以内に新規申請してください。</u>

事由発生日の翌日から15日以内に届出がない場合は、支給できない月が発生する場合がございます。

- ※ 金沢市外へ転出される場合は、転出予定日の属する月分まで金沢市から支給します。(原則翌月振込み)
- ※ 受給者が変更となる場合は、新たに受給者となる方の新規申請が必要ですのでお問い合わせください。
- ※ 金沢市内で転居される場合には、特に届出は必要ありません。(お子さんと別居となる場合を除く。)

本庁舎以外の児童手当受付窓口

森本市民センター

南森本町又33
☎ 258-1130



金石市民センター

金石通町3-14
☎ 267-0001



犀川市民センター

末町6-67-1
☎ 229-0001



安原市民センター

福増町北1067
☎ 249-2001



額市民センター

額谷3-1-1
☎ 298-0045



押野市民センター

八日市2-464
☎ 241-2559



浅川市民センター

田上の里2-3
☎ 221-3344



新神田市民センター

新神田4-3-10(金沢新神田合同庁舎1F)
☎ 291-6266



湊市民センター

湊3-5-9
☎ 239-2211



本町市民センター

本町1-5-3(リファーレ2F)
☎ 260-0365



近江町市民センター

青草町88(近江町いちば館4F)
☎ 260-0250



泉野市民センター ☎ 242-8552

泉野町6-15-5(泉野福祉健康センター1F)
泉野福祉健康センター ☎ 242-1131



元町市民センター ☎ 252-0257

元町1-12-12(元町福祉健康センター1F)
元町福祉健康センター ☎ 251-0200



駅西市民センター ☎ 234-5141

西念3-4-25(金沢市保健所1F)
駅西福祉健康センター ☎ 234-5103



【受付時間】

本庁舎 9:00 ~ 17:45
本庁舎以外 8:30 ~ 17:15